

## 特定技能外国人をめぐる改善命令への対応について

当社は2024年5月に発生した特定技能外国人の待機問題に関連し、このたび東京出入国在留管理局より「休業期間中に当該労働者に必要な手当を支払っていないこと及び特定技能雇用契約を継続して履行する体制が適切に整備されていないこと」につき管理体制及び運営の改善等の必要な措置が講じられていない旨の指摘があり、業務改善命令を受けました。

当社としては、昨年5月に上記問題が発生して以降、すでに対象となる特定技能外国人の方に対する対応ならびに必要な再発防止策の策定及び実行を順次進めて参りました。引き続き特定技能外国人の就業にあたっての方針やガイドラインの更なる確認、チェック機能の更なる強化など、既に策定した再発防止策を徹底して実行し、当局のご指導を受けながら関係法令や特定技能制度の趣旨に則った体制づくりに取り組んでまいります。

関係各位の皆さまにおかれましては、本件で多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたことを、心よりお詫び申し上げます。

2025年5月2日  
株式会社シャトレゼ 代表取締役社長  
古屋 勇治